

号 外

若林税理士 が「某市町村」固定資産税の課税誤りを指摘

某市町村は、過徴収した納税者約 1000 人に対し本税を還付し、加算金も支払うことを決定した。

平成 29 年 8 月「相続税申告」の依頼を受けたお客様の市街化調整区域内宅地の固定資産税評価額及びその税額が、過大であることに気付いた私は、某市町村・税務課に指摘し、その訂正を求めました。

当初税務課から明確な回答はありませんでしたが、本年（30 年）、過徴収した納税者に対し、固定資産税の還付及び加算金の支払いを決定しました。

- ★ 10 年間還付する対象者 約 1000 人
- ★ 還付すべき固定資産税総額 5200 万円
- ★ 加 算 金 分 1300 万円

税法上の還付は 5 年間とされていますが、今回は某市町村の事務手続の不備であることから 10～20 年間の還付を決定しました。